

登記相談の事前予約制 導入のお知らせ

平成28年9月1日(木)

開 始 !



東京法務局では、不動産登記及び商業・法人登記に関する相談について、お待たせすることなく相談をお受けいただけるよう、**登記相談の事前予約制**を導入いたします。

★ **予約をされているお客様を優先させていただきます。**

予約をされていないお客様は、長時間お待ちいただいたり、来庁当日に相談をお受けできない場合があります。あらかじめご了承ください。

- ・ 1回の相談時間は、**20分以内**とさせていただきます。
- ・ 不動産登記及び会社・法人登記に関する、一般的な相談をお受けします。
- ・ 相談では、申請書の記載事項や申請の手続方法について説明します。登記原因に当たる事実や法律行為（契約）が有効か無効かの法的判断をすることはできません。
- ・ 申請書や添付書類は、お客様自身で作成していただきます。
- ・ 相談では、申請書の内容に関する判断はいたしません。申請書等の内容審査は、受付後に管轄登記所の登記官が法律に基づいて行います。
- ・ 相談の際には、現在の登記の内容を確認させていただく必要がありますので、**登記事項証明書**又は**登記事項要約書**等をお持ちください。
- ・ 登記の申請人は、**土地・建物の名義人**や**会社・法人の代表者**です。それ以外の方については、相談をお断りする場合があります。

予約の受付は、**平成28年8月1日(月)**から開始します。

予約方法等の詳細は、別途お知らせいたします。

【お問合せ先】東京法務局民事行政調査官室

☎ 03-5213-1319

(平日 8:30~17:15まで)

東 京 法 務 局